

はじめに

高千穂大学（以下「本学」という。）における障がい学生に対する支援は、「高千穂大学障がい学生支援規程」（以下「規程」という。）に基づき実施される。本ガイドラインにおいては支援の対象、障がいおよび支援の詳細について定める。

1. 支援に当たっての範囲

（1）学生の範囲

本ガイドラインにいう学生とは、本学に在籍する学生（学部生、大学院生、科目等履修生および留学生）とする。ただし、本学に入学を希望する者についても、本学に在籍する学生に準ずる者として学生の範囲に含める。

（2）障がいの範囲

障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的生活に相当な制限を受ける状態にある学生とする。

（3）支援の対象者

障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的生活に相当な制限を受ける状態にある者で、かつ障がい者手帳（および障がいの種類によっては医師の診断書等の根拠資料）を有する学生が、自ら学生生活上の支援の必要性を申し出た場合、当該学生を含めて建設的な対話を行い、支援が必要であると本学が認定した者を支援の対象とする。なお、一時的な疾病等については原則、支援の対象としない。

（4）「合理的配慮」としての支援内容

- ①入学試験（入学前、受験時など）
- ②修学（授業、卒業など教務事項）
- ③学内における学生生活（課外活動、学校行事などの学生支援）
- ④就職支援（イベント、企業訪問など）
- ⑤意見交換（支援内容について学生との会合の場の設定など）

2. 支援内容について

（1）支援内容の決定手順

学生本人の申し出により、当該学生・保護者と本学が建設的対話をし、双方の合意に基づいた内

容に対して、学長が合理的配慮により支援を決定する。その際、本学の教育目的・内容・評価の本質について変更することはしない。支援の策定及び内容の調整は障がい学生支援合同会議にて行う。また、支援内容について必要がある場合には変更も含め調整を行う。

(2) 支援内容

上記(1)により支援内容を決定する際、本学においては以下の内容を参考に考慮する。

- ①入学試験における支援は、大学入試センター試験の「受験上の配慮」
- ②通常の授業形態を前提として授業教室での座席や教室間移動への配慮
- ③エレベーター、専用トイレ、リフトの使用
- ④その他の学生の利益を著しく毀損しない

(3) 「合理的配慮」としての支援内容に含まれないもの(例)

①教育に関わる本質的な変更を伴うもの

成績評価において、教育目標や公平性を損なうような評価方法、評価基準の変更や、合格基準を下げることを、卒業要件を緩和することなど

②体制面、財政面において均衡を損なう場合、または本学にとって過度の負担を課すもの

- ・ 大きな財政負担や管理が必要となる施設設備の改修要望
- ・ 学内での学生生活(授業を含む)に必要な個人装置やサービスの提供及びそれに係る費用(本人手配・負担)
- ・ 学内移動時に必要な介助者の手配及びそれに係る費用(本人手配・負担)
- ・ ボランティア手配及びそれに係る費用(本人手配・負担)

など

③教育と関係ない個人的な生活全般に係わる支援

- ・ 個人に対する車椅子の提供等装備への負担
- ・ 本学の修学と関係のない課外活動についての支援
など

3. その他

(1) 留意すべき事項

- ①支援に関する相談窓口は学生課とする。
- ②個人に係る相談内容などの秘密は厳守する。教員、他部署との情報共有が必要な場合は、事前に本人の了承を得る。

● 合理的配慮とは

大学等における合理的配慮とは「障害のある者が、他の者と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

● 合理的配慮の内容決定の際の留意事項

- 配慮を決めていくにあたり、教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があり、具体的には、学部の教育目的や3つのポリシーやシラバスに沿うということです。また、合理的配慮は機会均等を目指すもので、結果（単位取得や進級、卒業等）を保証するものではありません。
- 過度な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するものではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断します。また、多重な負担や過度な負担に当たると判断した場合には、障がいのある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めていきます。
 - ① 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
 - ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ③ 費用・負担の程度
 - ④ 事務・事業（教育及び研究）の規模
 - ⑤ 財政・財務状況

● 合理的配慮に含まれないと思われるものの具体例

（教育に関わる本質的な変更を伴うもの）

- ディスカッション等を必要とする授業を座学に変更するなど、教育プログラムの性質を根本的に変更すること
- 試験の問題を簡単にすることや合格の基準を低くすることなど、単位認定基準や卒業要件を緩和すること
- 欠席した授業を出席扱いにすること
- 遑って対応・配慮を求めること

（物理的制約、財政上・管理上の負担を伴うもの）

- 成績管理上の制約を越えてレポート課題の期限を過度に延ばすこと
- 試験実施における管理上の制約を越えて過度に試験時間を延長すること
- 授業の進め方の変更を行うことで、他の学生の学習機会が著しく損なわれること

(個人的な装置・サービスの提供)

- 大学に過度の負担を課すもの（人員面や体制、財政）
- 個人に対して物品を提供することや、学外における人員によるサービスを提供すること

● 障がい別支援事例（日本学生支援機構による分類）

- 視覚障がい
 - ・ 文字を大きく板書
 - ・ 板書の撮影許可
 - ・ 着席座席の配慮
 - ・ ルーペ、単眼鏡の使用
- 聴覚障がい
 - ・ ゆっくりと明瞭に話す
 - ・ 授業内容の録音の許可
 - ・ 補聴器等支援機器の利用の許可
 - ・ 着席座席の配慮
 - ・ 重要事項等を板書や文書等により伝達
- 肢体不自由
 - ・ 激しい運動はできないこと、また避けるべきであることを体育科目の担当教員に伝える
 - ・ 授業内では時間がかかる作業への支障がない範囲で多くの時間をとる、もしくは自宅で作業
 - ・ スライドや板書の写真撮影を許可
 - ・ 筆記試験時に机上でのすべり止めシートの使用
 - ・ 体育科目で可能な運動への変更や運動の代わりに別課題に変更
 - ・ 教室移動に伴う遅刻に関する配慮
 - ・ 着席座席の配慮
- 病弱・虚弱
 - ・ 保健室利用の配慮
 - ・ 授業中の途中退席の許可
 - ・ 病気により野外活動に制限があるため課題等で対応するように科目担当教員へ依頼する
 - ・ 体育の授業中に本人から申し出があった場合は休憩を認める
 - ・ レポート等の提出締め切り期日の延長
 - ・ 授業欠席時には自宅で実施可能な課題への代替
 - ・ 欠席時の授業の資料配付

- 発達障がい
 - ・ 視覚（板書、書面、電子掲示等）情報による伝達や確認の声かけ
 - ・ 授業の録音や板書の写真撮影および文字お越しアプリの使用
 - ・ 質問を受けた際の丁寧な応答と助言
 - ・ レポート等の提出期限を可能な範囲で延長
 - ・ 履修登録の際にゼミ教員や教務委員会に科目選択の指導や助言
 - ・ 問いかけに対し返答が著しく遅れることがあることを理解し、本人の考えがまとまるまで可能な範囲で時間を与える
 - ・ 保健室、学生相談室を案内する
 - ・ 体調不良のため授業に遅刻や欠席をすることがある（欠席や遅刻を容認するものではない）
 - ・ 着席座席の配慮
 - ・ 講義資料を授業前のある程度余裕をもって配布

- 精神障がい（その他の障がい含む）
 - ・ 授業の一時退室や欠席についての配慮・着席座席の配置
 - ・ 別室での受験および着席座席の配慮
 - ・ 発話できない場合の筆談

(見本)

年 月 日

高千穂大学 学長 殿

(申請者)

学 部・専 攻： _____

受験番号または学籍番号： _____

氏 名： _____

連 絡 先： _____

(保証人)

氏 名： _____

連 絡 先： _____

大学に対する対応希望事項申請書

障がい等の名称または身体等の状況		
障害者手帳または診断書の有無	有 ・ 無	
対応希望事項の記入（特にない場合には、特になしと明記）*希望の理由もあわせてご記入ください。		
① 授業について		(大学記入欄)
② 大学の施設・設備について		
③ その他 (学生生活全般等)		

※対応希望事項につきましては、必ずしも全ての希望に対応できない場合もあります。

高千穂大学障がい学生支援規程

2020年3月17日制定

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、高千穂大学における障がい学生支援に関するガイドラインに即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利・利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

(支援の申し出)

第4条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

第5条 入学前の支援の申し出は、入試課が受理し、入試委員長他関係する委員長または常任委員及び事務局と聴取する。入学後の支援の申し出は、学生課が受理し、学生委員長他関係する委員長または常任委員及び事務局と聴取する。聴取の際には学生の教育的ニーズと意思について十分な確認を行ない、障がい学生支援合同会議に報告しなければならない。

2 障がい学生支援合同会議は、学生委員長、教務委員長、学務部長及びその他学長が必要と認めた者で構成する。

(支援計画の策定)

第6条 障がい学生支援合同会議は、学生からの支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思について十分に尊重した上で、関係部局（委員会、事務局、カウンセラー等）と協議し、個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第7条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。障がい学生支援合同会議は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

第8条 具体的支援は、障がい学生支援合同会議が主たる責任を持って実施し、円滑に行われるよう、関係部局間の調整をする。

(相談対応)

第9条 障がい学生支援合同会議は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障がい学生

及び関係部局からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第10条 具体的支援に係る事務は、学生課において処理する。

(秘密保持義務)

第11条 障がい学生に従事する者または具体的支援に係る事務に従事する者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、理事会が定めることができる。

附則この規程は、2020年3月17日から施行する。